

事務連絡

平成23年3月14日

社団法人日本自動車販売協会連合会 御中
社団法人日本中古自動車販売協会連合会 御中
社団法人全国軽自動車協会連合会 御中
一般社団法人日本ELVリサイクル機構 御中
社団法人日本鉄リサイクル工業会 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

平成23年東北地方太平洋沖地震の応急活動について（協力要請）

使用済自動車の適正処理の推進につきましては、日頃より御尽力を頂き有り難うございます。

さて、既にご承知のとおり、本年3月11日（金）に発生しました標記地震によって、広範囲にわたり甚大な被害が生じており、これに伴い多数の使用済自動車が発生しているところ です。

つきましては、当該使用済自動車の迅速かつ適正な処理に向け、貴団体におかれましても傘下の支部・事業者に対し、関係地方公共団体との連携を図りながら、当該使用済自動車の引取り、フロン類回収、解体、破砕体制の確保等につき、積極的にご協力いただけますようお願いはからい願います。

また、今後の状況によっては、被災地から他の地域に対し、使用済自動車の処理への協力要請がなされることも想定されます。

以上のことから、効果的・効率的な連携のため、傘下の支部・事業者において提供可能な人員・施設等を可能な範囲で把握していただき、両省あて情報提供いただくとともに、被災地に対する協力について、特段の御配慮をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

経済産業省製造産業局自動車課

担当：橋本

TEL：03-3501-1690

E-mail：hashimoto-kaoru@meti.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 担当：三輪

TEL：03-3581-3351（内線 6828）

E-mail：MASANARI_MIWA@env.go.jp

平成 23 年 3 月 16 日

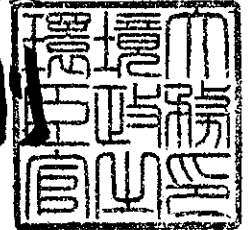
一般社団法人 日本ELVリサイクル機構

代表理事 栗山義孝様

環境省災害廃棄物対策特別本部長

環境大臣政務官

樋高岡



平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた
災害廃棄物の処理への御協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しており、これらは、災害応急活動の妨げとなるだけでなく、衛生状態の悪化による病気の発生など、二次災害の発生を招くおそれがあり、その適正な処理を進めることが急務となっております。

しかしながら、未曾有の規模で起きたこの度の地震による被害は甚大であり、被災地の廃棄物処理施設にも大きな被害が生じており、また、災害廃棄物処理に従事する人員の確保も困難となっております。

今般、廃棄物行政を所管する環境省では、「環境省災害廃棄物対策特別本部」を立ち上げ、松本環境大臣の命により私が本部長に任ぜられました。組織を挙げて、被災した地方公共団体の支援に努めてまいります。災害廃棄物の処理体制の構築を進めるに当たっては、少しでも多くの関係団体・関係者の協力を得ることが必要です。

つきましては、貴団体におかれましても、事情を御高察の上、可能な限り被災地における災害廃棄物処理への御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興に御支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月 16 日

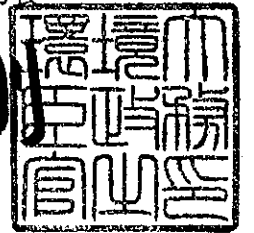
東日本自動車解体処理協同組合

理事長 坪 千代志 様

環境省災害廃棄物対策特別本部長

環境大臣政務官

樋高 岡



平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた
災害廃棄物の処理への御協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しており、これらは、災害応急活動の妨げとなるだけでなく、衛生状態の悪化による病気の発生など、二次災害の発生を招くおそれがあり、その適正な処理を進めることが急務となっております。

しかしながら、未曾有の規模で起きたこの度の地震による被害は甚大であり、被災地の廃棄物処理施設にも大きな被害が生じており、また、災害廃棄物処理に従事する人員の確保も困難となっております。

今般、廃棄物行政を所管する環境省では、「環境省災害廃棄物対策特別本部」を立ち上げ、松本環境大臣の命により私が本部長に任ぜられました。組織を挙げて、被災した地方公共団体の支援に努めてまいりますが、災害廃棄物の処理体制の構築を進めるに当たっては、少しでも多くの関係団体・関係者の協力を得ることが必要です。

つきましては、貴団体におかれましても、事情を御高察の上、可能な限り被災地における災害廃棄物処理への御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興に御支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 18 日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル行政主管部（局） 殿

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 自 動 車 課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日（金）に発生しました標記地震やそれに伴う大津波により、広範囲にわたり甚大な被害が生じており、多数の使用済自動車が発生することが考えられます。

これらの使用済自動車のうち、電気自動車・ハイブリッド自動車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両の取り扱いにおいては、従来の車両と異なり、車両損傷による蓄電池の漏電に伴う感電、漏れ出た電解液と空気との反応による有毒ガスの発生等の危険性について注意する必要があります。

つきましては、当該車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧配線を遮断した上で作業を行うことを徹底していただくよう、貴管下の関連事業者及び市町村等に対しても御周知願います。

また、解体作業に際しては、自動車製造業者等において車両ごとに設けられているレスキューマニュアル等を参照する他、自動車製造業者等への確認を行うなど、十分に安全を確保した上で作業いただきますよう併せて御周知願います。

<連絡先>

経済産業省製造産業局自動車課 担当：橋本

TEL：03-3501-1690

E-mail：hashimoto-kaoru@meti.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室 担当：三輪

TEL：03-3581-3351（内線 6828）

E-mail：hairi-recycle@env.go.jp

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 28 日

関係県・保健所設置市

廃棄物主管部（局）及び自動車リサイクル主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課

国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

この災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理について別紙の通り取りまとめましたので送付します。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：三輪、豊住、坂口

TEL: 03-3581-3351（内線 6828）

E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省製造産業局自動車課

担当：橋本

TEL: 03-3501-1690（直通）

E-mail: hashimoto-kaoru@meti.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部

自動車情報課

担当：藤城

TEL:03-5253-8588

E-mail: fujishiro-t55ce@mlit.go.jp

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法は、以下のとおり。

第1ステップ：自治体が集めて保管

- 被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要。
- このため、こうした被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管（移動・保管の際には所有者等の意思確認は不要。なお、他者の民有地に流されてきた被災車両については、当該民有地の所有者の理解が得られれば、支障の無い範囲で一定期間その場での保管をお願いすることも想定される）。
- 被災自動車の運搬・保管に当たっては、安全性確保の観点から、以下の点に注意を要する。
 - ・廃油、廃液が漏出している等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油・廃液の抜き取り等。
 - ・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池が搭載されている車両については、運搬に際しても、作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線の遮断。
 - ・保管に当たっては、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準（別添）を参考とし、また、段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮。
- 後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、移動を行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

第2ステップ：所有者等を捜す努力

- 自治体が、保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜す努力を行う。以下の車種毎の問い合わせ先に問い合わせることにより、車両ナンバーから所有者を割り出すことが可能。

（車種）

- ・登録自動車 国土交通省（本省自動車情報課又は運輸支局）
- ・軽自動車 軽自動車検査協会（本部又は各地の事務所）

- 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合には、ダッシュボード等に

車検証が残っていないかを確認し、又は、車台番号を確認の上運輸支局等に問い合わせることで、所有者の割り出しが可能。

第3ステップ：使用済自動車を引取業者に引き渡し

- 自治体が、保管された自動車の所有者等と連絡を取るよう努め、処分を委ねるか自ら引き取るかについて所有者等の意思を確認する。
- 自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者（多くの自動車販売会社や整備業者、解体業者が兼務している）に引き渡すことが原則であるが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した自治体が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能。
- この場合、自動車重量税や自賠責保険料の還付が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらう。
- 所有者等と連絡が取れない場合は、自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 被災による損壊が著しく車両ナンバーや車台番号が判明しないこと等により、当該被災車両の所有者等が確知されない場合についても、自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引き渡しを行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

※自治体が生引取業者への引き渡しを代行する際、資源価値として収入が生ずる可能性も否定できないため、所有者等に対し、上記収入に係る権利放棄の意思確認を実施することをお奨めする。所有者等と連絡が取れない場合及び所有者等が確知できない場合に行う公告においてもその旨を明記することが、後日のトラブルを回避する上で重要である。

第4ステップ：引き渡した自動車に関する情報提供

- 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する情報（車両ナンバー情報）を上記の車種毎の問い合わせ先に提供する。

注意点

- 大部分の車両は、すでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

その他

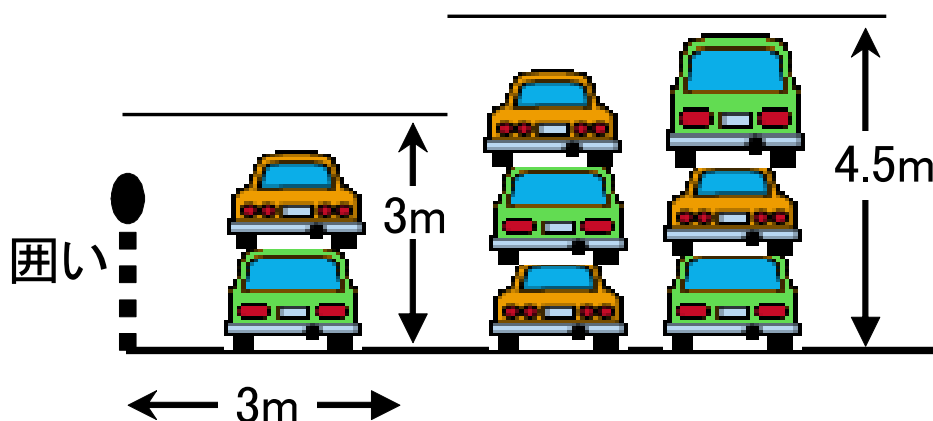
- 損傷の程度が小さく、外形上から判断して自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所への運搬することは可能。この場合も、車両ナンバーから所有者を割り出し、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針が示されることとなっている。
- なお、自動車内の動産の扱いは、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」2（4）による。

以上

使用済自動車の保管方法

○ 保管の高さ、保管量の上限について

- ・使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする必要がある（下図参照）。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ラックを設ける場合にあつて、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあつては、高さの制限はこの限りではない。



- ・保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。

※ 使用済自動車の適正保管について

- ・使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあつては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、適正に積み重ねることとする。
- ・使用済自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。

事務連絡
平成23年4月27日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル行政主管部（局） 殿

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東日本大震災による番号不明被災自動車の 引き渡し時における取扱いについて

使用済自動車の適正処理の推進につきましては、日頃より御尽力を頂き有り難うございます。

さて、東日本大震災により被災した自動車には、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（以下「番号不明被災自動車」という。）が多数あると考えられます。使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）においては、使用済自動車として引取業者に引き渡す際、法第9条第1項の規定に基づき、再資源化預託金等が法第92条第1項に規定する資金管理法人（以下「資金管理法人」という。）に預託されているかどうかの確認がなされることとなっており、預託の確認ができない場合には、同条第2項の規定に基づき、引取業者は当該自動車の引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を預託すべき旨を告知することとなっております。

しかし、今回の震災により発生した番号不明被災自動車の大多数は、既に再資源化預託金等を預託されていると考えられるため、当該自動車の再資源化等の迅速化及び当該自動車を使用済自動車として引取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、当該自動車の引渡し時における再資源化預託金等の預託を資金管理法人が行うことといたします。したがって、番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はありません。

上記取扱いについては、本年5月中旬を目途に開始する予定であり、現在、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「センター」という。）において体制整備を進めているところです。センターにおける体制が整い次第、引渡し時における手続等の詳細について、追ってお知らせいたします。

については、番号不明被災自動車の処理を予定されている自治体におかれては、上記につき御留意いただくと共に、貴管下市町村等に対しても周知願います。

<連絡先>

経済産業省製造産業局自動車課

担当：橋本、初沢

TEL：03-3501-1690

E-mail：a-recycle@meti.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：豊住、黒瀬

TEL：03-3581-3351（内線 6828）

E-mail：hairi-recycle@env.go.jp

平成 23 年 6 月 13 日
事 務 連 絡

関係県自動車リサイクル主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災によって発生している被災自動車については、津波等により大きく損傷しているものが多数あることから、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項について、別紙のとおり取りまとめました。

今後、市町村等が発注者となり、多数の被災自動車について使用済自動車として処理を行うことが想定されることから、貴管下の市町村等に対し御周知願います。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

担当：豊住、黒瀬

TEL: 03-3581-3351（内線 6828）

E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省製造産業局自動車課

担当：初沢、橋本

TEL: 03-3501-1690（直通）

E-mail: a-recycle@meti.go.jp

東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項

1. 趣旨

東日本大震災に伴って生じた多数の被災自動車は、津波等により大きく損傷している。このような車両については、現在、自治体により一時保管場所への移動・保管がなされているが、今後はこれらの被災自動車は使用済自動車として処理が行われることとなる。

これらの使用済自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法という。）に基づき適正に処理を行うこととなるが、被災自動車の状況に鑑み、以下のとおり被災自動車の処理にあたっての留意事項をまとめたので、参考とされたい。

2. 留意事項

（1）エアバッグ類の取り外し

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されているが、これらには火薬が含まれており、破砕や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要がある。

今般の震災により被災した自動車のうち、破損が著しく人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情であり、これらについても作業の安全性に留意しつつ適正処理を行う必要がある。

こうした大破被災自動車については、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに物理的にも困難であることから、解体業者の作業安全上の観点から重機（ニブラ）等を用いた取り外し等が適切と考えられる。

以上を踏まえ、大破被災自動車を引取業者に引き渡すに当たっては、引取業者が引き渡す解体業者について、重機（ニブラ）等を活用することで作業員の安全が確保され、かつエアバッグ類の適切な処理が可能であることを条件に付する等適切な対応が図られるよう注意が必要である。

その際、自治体においては、引渡時の混乱がないよう、事前に関連業界の協力を得て、一時保管場所に保管された被災自動車のうち、大破被災自動車に該当するものとそれ以外の自動車との選別を行う等の取組も有効と考えられる。

また、自動車製造業者等又は自動車リサイクル法第 105 条に規定する指定再資源化機関においては、大破被災自動車から取り外されたエアバッグ類の引取基準を一部緩和することとされていることから、その内容については追ってお知らせする。

（2）適切な費用負担

通常、使用済自動車は、有用な部品や金属類が得られるため、自動車リサイクル法施行後は、市場において有償で取引がなされているものがほとんどと考えられる。しかし

ながら、今般の震災で生じた被災自動車には、以下のような特徴がある。

- ・自走できないために、引取業者まで運搬する必要があり、また、変形しているものが多いため、効率よく積載できるキャリアカー等の使用が困難である。
- ・津波等による損傷が激しく、有用な部品を再使用することが難しい。
- ・津波等により土砂や木くず等が車内に侵入し、そのまま破碎すれば自動車破碎残さの重量が増加し、事前に取り除くとすれば処理に手間がかかる。
- ・津波等により海水が車体に浸潤しており、自動車破碎残さの重量及び塩分濃度が増加する。

このような被災自動車は、通常の使用済自動車に比べ運搬費用がかかる一方、得られる部品及び金属資源としての価値が低下し、再資源化預託金を充てて行う再資源化等の範囲外で追加的処理費用が必要となり、取引価格は通常よりも低下する傾向にある。

このため、自治体が一時保管場所に保管した被災自動車の引取業者までの運搬と引き取りを同一の事業者へ依頼する場合には、運搬距離によっては、運搬費用が取引価格を上回り、費用を負担する必要がある可能性があることに留意が必要である。

引取業者までの運搬費用については、災害等廃棄物処理事業補助金の対象となるが、競争性のある契約方式の採用等、透明性・公平性の確保に努めることが必要である。

なお、今後、鉄スクラップ市況の変動等によっては、被災自動車の取引価格がさらに低下する可能性も否定できない。万一そのような事態となる場合には、必要な対応等について情報提供していくこととする。

(3) 不適正処理の防止について

引取（解体）業者の選定を行うに当たっては、保管能力等も勘案し、過剰保管や不適正処理につながることをないよう、配慮が必要である。

また、使用済自動車が引取業者に引き取られた後は、電子マニフェストシステムにてその移動・処理状況が管理されることとなるが、その際、引き渡した被災自動車は確実に適正処理されるよう、引き渡す被災自動車の車台番号（注1）をリスト化し、引き渡し先と共有しておくことが望ましい。引き渡した被災自動車の処理状況については、自動車リサイクルシステム（注2）を活用して確認することが可能である。

（注1）東日本大震災による被災自動車のうち、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（番号不明被災自動車）については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターにより、あらためて車台番号に代わる識別番号が設定されることとなっている。詳細は別添の「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」（2011年5月、公益財団法人自動車リサイクル促進センター）を参照されたい。

（注2）自動車リサイクルシステム 使用済自動車処理状況検索ページ

<http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html>

平成23年6月13日

一般社団法人日本 ELV リサイクル機構 御中
東日本自動車解体処理協同組合 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理に
あたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されていますが、これらには火薬が含まれており、破砕や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要があります。

今般の東日本大震災により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情です。

大破被災自動車の適正処理にあたっては、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに、物理的にも困難と考えられることから、安全性の観点から以下の点に留意し、作業をお願いいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第16条第6項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上